

岩手県告示第 1085 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 18 年 11 月 24 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 軽米名川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
九戸郡軽米町大字高家第 2 地割字加賀屋敷 39 番 1 地先内	新	m 39.5～29.5	m 62.0
	旧	41.0～28.5	60.5
九戸郡軽米町大字高家第 2 地割字加賀屋敷 39 番 1 地先から 56 番 2 地先まで	新	A 16.5～5.2	137.1
		B 25.0～13.5	128.0
	旧	A 16.5～5.2	137.1
九戸郡軽米町大字高家第 2 地割字加賀屋敷 56 番 2 地先から大字晴山第 15 地割字小手屋森 95 番地先まで	新	31.5～6.3	1,326.0
	旧	19.2～4.9	1,347.0
九戸郡軽米町大字晴山第 15 地割字小手屋森 100 番 2 地先から 176 番 1 地先まで	新	16.0～6.1	232.6
	旧	13.0～6.1	232.6

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 二戸地方振興局土木部
 - (2) 期間 平成 18 年 11 月 24 日から同年 12 月 24 日まで